

公告資料の一部訂正のお知らせ

本事業に係る公告資料については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

事業名： 国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業  
 公告日： 平成29年7月5日

新旧対照表 (赤枠の部分は訂正部分)

訂正後		訂正前		訂正日																																																																																																																																																																																					
要求水準書(案) P7 ■事業者の業務区分と業務範囲		要求水準書(案) P7 ■事業者の業務区分と業務範囲		平成29年12月25日																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務区分</th> <th colspan="2" rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">事業期間中の資産の所有者</th> <th colspan="4">事業者の業務範囲</th> <th rowspan="2">提案</th> </tr> <tr> <th>1)改修・設置業務</th> <th>2)維持管理業務</th> <th>3)運営業務</th> <th>4)更新業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①-1国有財産の改修・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">飲食・物販施設</td> <td>躯体</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>躯体以外</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動施設</td> <td>国</td> <td>提案※2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">園地(舗装)</td> <td>国</td> <td>提案</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トイレ</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○※5</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休憩施設・サイン・植栽等</td> <td>国</td> <td>提案</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">園内遊覧施設</td> <td>駅舎</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全て</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>①-3眺望施設の設置・維持管理・運営</td> <td colspan="2">眺望施設</td> <td>事業者</td> <td>○※3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">高度な遊戯施設</td> <td>一部の建物・柵・舗装等</td> <td>国</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全て</td> <td>事業者</td> <td>○※4</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「○」は事業者が実施の義務を負う項目、「提案」は事業者の提案により実施できる項目を示す。                      ※国有財産は、特段の定めのない限り、現状有姿で事業者に貸付ける。                      ※1：国の実施した建物詳細調査の結果を参考に事業者が自ら改修計画を策定・実施する。                      ※2：事業者の提案による機能転換等が可能である。ただし、芝生の管理水準等の要求水準を満たすこと。                      ※3：現在、機構及び機構との営業契約により現在管理運営業務を行っている事業者等（以下、「現事業者等」という。）が所有する観覧車を譲り受け、所有のうえ設置することが可能である。事業者が新たに設置する場合は、眺望施設は観覧車に限定するものではない。ただし、眺望の高度等の要求水準を満たすこと。                      ※4：現在、機構及び現事業者等の所有するジェットコースター等の高度な遊戯施設を譲り受け、所有のうえ設置することが可能である。                      ※5：修繕は、業務範囲に含まない。</p>		業務区分	対象施設		事業期間中の資産の所有者	事業者の業務範囲				提案	1)改修・設置業務	2)維持管理業務	3)運営業務	4)更新業務	①-1国有財産の改修・維持管理・運営	飲食・物販施設	躯体	国	○※1	○	○	提案	躯体以外	事業者	○			提案	運動施設		国	提案※2	○	○	提案	園地(舗装)		国	提案	○	—	提案	トイレ		国	○※1	○※5	—	提案	休憩施設・サイン・植栽等		国	提案	○	—	提案	①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営	園内遊覧施設	駅舎	国	○※1	○	○	提案	上記以外の全て	事業者	○			提案	①-3眺望施設の設置・維持管理・運営	眺望施設		事業者	○※3	○	○	提案	②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営	高度な遊戯施設	一部の建物・柵・舗装等	国	○	○	○	提案	上記以外の全て	事業者	○※4			提案	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務区分</th> <th colspan="2" rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">事業期間中の資産の所有者</th> <th colspan="4">事業者の業務範囲</th> <th rowspan="2">提案</th> </tr> <tr> <th>1)改修・設置業務</th> <th>2)維持管理業務</th> <th>3)運営業務</th> <th>4)更新業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①-1国有財産の改修・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">飲食・物販施設</td> <td>躯体</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>躯体以外</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動施設</td> <td>国</td> <td>提案※2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">園地(舗装)</td> <td>国</td> <td>提案</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トイレ</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休憩施設・サイン・植栽等</td> <td>国</td> <td>提案</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">園内遊覧施設</td> <td>駅舎</td> <td>国</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全て</td> <td>事業者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>①-3眺望施設の設置・維持管理・運営</td> <td colspan="2">眺望施設</td> <td>事業者</td> <td>○※3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営</td> <td rowspan="2">高度な遊戯施設</td> <td>一部の建物・柵・舗装等</td> <td>国</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提案</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全て</td> <td>事業者</td> <td>○※4</td> <td></td> <td></td> <td>提案</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「○」は事業者が実施の義務を負う項目、「提案」は事業者の提案により実施できる項目を示す。                      ※国有財産は、特段の定めのない限り、現状有姿で事業者に貸付ける。                      ※1：国の実施した建物詳細調査の結果を参考に事業者が自ら改修計画を策定・実施する。                      ※2：事業者の提案による機能転換等が可能である。ただし、芝生の管理水準等の要求水準を満たすこと。                      ※3：現在、機構及び機構との営業契約により現在管理運営業務を行っている事業者等（以下、「現事業者等」という。）が所有する観覧車を譲り受け、所有のうえ設置することが可能である。事業者が新たに設置する場合は、眺望施設は観覧車に限定するものではない。ただし、眺望の高度等の要求水準を満たすこと。                      ※4：現在、機構及び現事業者等の所有するジェットコースター等の高度な遊戯施設を譲り受け、所有のうえ設置することが可能である。</p>		業務区分	対象施設		事業期間中の資産の所有者	事業者の業務範囲				提案	1)改修・設置業務	2)維持管理業務	3)運営業務	4)更新業務	①-1国有財産の改修・維持管理・運営	飲食・物販施設	躯体	国	○※1	○	○	提案	躯体以外	事業者	○			提案	運動施設		国	提案※2	○	○	提案	園地(舗装)		国	提案	○	—	提案	トイレ		国	○※1	○	—	提案	休憩施設・サイン・植栽等		国	提案	○	—	提案	①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営	園内遊覧施設	駅舎	国	○※1	○	○	提案	上記以外の全て	事業者	○			提案	①-3眺望施設の設置・維持管理・運営	眺望施設		事業者	○※3	○	○	提案	②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営	高度な遊戯施設	一部の建物・柵・舗装等	国	○	○	○	提案	上記以外の全て	事業者	○※4			提案
業務区分	対象施設					事業期間中の資産の所有者	事業者の業務範囲				提案																																																																																																																																																																														
			1)改修・設置業務	2)維持管理業務	3)運営業務		4)更新業務																																																																																																																																																																																		
①-1国有財産の改修・維持管理・運営	飲食・物販施設	躯体	国	○※1	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		躯体以外	事業者	○			提案																																																																																																																																																																																		
	運動施設		国	提案※2	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
	園地(舗装)		国	提案	○	—	提案																																																																																																																																																																																		
	トイレ		国	○※1	○※5	—	提案																																																																																																																																																																																		
	休憩施設・サイン・植栽等		国	提案	○	—	提案																																																																																																																																																																																		
①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営	園内遊覧施設	駅舎	国	○※1	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		上記以外の全て	事業者	○			提案																																																																																																																																																																																		
①-3眺望施設の設置・維持管理・運営	眺望施設		事業者	○※3	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営	高度な遊戯施設	一部の建物・柵・舗装等	国	○	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		上記以外の全て	事業者	○※4			提案																																																																																																																																																																																		
業務区分	対象施設		事業期間中の資産の所有者	事業者の業務範囲				提案																																																																																																																																																																																	
				1)改修・設置業務	2)維持管理業務	3)運営業務	4)更新業務																																																																																																																																																																																		
①-1国有財産の改修・維持管理・運営	飲食・物販施設	躯体	国	○※1	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		躯体以外	事業者	○			提案																																																																																																																																																																																		
	運動施設		国	提案※2	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
	園地(舗装)		国	提案	○	—	提案																																																																																																																																																																																		
	トイレ		国	○※1	○	—	提案																																																																																																																																																																																		
	休憩施設・サイン・植栽等		国	提案	○	—	提案																																																																																																																																																																																		
①-2園内遊覧施設の設置・維持管理・運営	園内遊覧施設	駅舎	国	○※1	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		上記以外の全て	事業者	○			提案																																																																																																																																																																																		
①-3眺望施設の設置・維持管理・運営	眺望施設		事業者	○※3	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
②高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営	高度な遊戯施設	一部の建物・柵・舗装等	国	○	○	○	提案																																																																																																																																																																																		
		上記以外の全て	事業者	○※4			提案																																																																																																																																																																																		

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) P12 第1 4. (7) ウ 改修・設置期間</p> <p>事業者は、施設の改修・設置業務を平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間で集中的に行うものとし、この期間は施設の一部を休業できるものとする。なお、事業計画書において、<u>改修工事対象施設のうち特定の施設について改修・設置期間及び供用開始日を延長するための合理的な理由を示し、事前に国が書面により承諾した場合に限り、当該施設に係る改修・設置期間及び供用開始日を延長することができるものとする。</u></p> <p>ただし、飲食・物販施設については、改修・設置期間の間は、最低限のサービス水準を維持するものとする。また、園内遊覧施設は平成31年4月1日から運営すること。</p> <p>3年目以降については、更新業務として再投資を含めた中長期計画を策定し、継続的な施設維持と魅力向上に努めることとする。</p>	<p>要求水準書(案) P12 第1 4. (7) ウ 改修・設置期間</p> <p>事業者は、施設の改修・設置業務を平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間で集中的に行うものとし、この期間は施設の一部を休業できるものとする。</p> <p>ただし、飲食・物販施設については、改修・設置期間の間は、最低限のサービス水準を維持するものとする。また、園内遊覧施設は平成31年4月1日から運営すること。</p> <p>3年目以降については、更新業務として再投資を含めた中長期計画を策定し、継続的な施設維持と魅力向上に努めることとする。</p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日																												
<p>要求水準書(案) P12 第1 4. (7) 3) 供用開始日</p> <table border="1" data-bbox="192 355 958 679"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>供用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食・物販施設</td> <td>平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>運動施設</td> <td>事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等</td> <td>更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>園内遊覧施設</td> <td>平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>眺望施設</td> <td>事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>高度な遊戯施設</td> <td>平成33年4月1日までに供用開始すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事前に国の承諾を得た場合は供用開始日を変更することが可能である。</p>	対象施設	供用開始日	飲食・物販施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。	運動施設	事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。	園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等	更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。	園内遊覧施設	平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。	眺望施設	事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。	高度な遊戯施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。	<p>要求水準書(案) P12 第1 4. (7) 3) 供用開始日</p> <table border="1" data-bbox="1059 355 1825 679"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>供用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食・物販施設</td> <td>平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>運動施設</td> <td>事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等</td> <td>更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>園内遊覧施設</td> <td>平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>眺望施設</td> <td>事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。</td> </tr> <tr> <td>高度な遊戯施設</td> <td>平成33年4月1日までに供用開始すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	供用開始日	飲食・物販施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。	運動施設	事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。	園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等	更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。	園内遊覧施設	平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。	眺望施設	事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。	高度な遊戯施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。	<p>平成29年12月25日</p>
対象施設	供用開始日																													
飲食・物販施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。																													
運動施設	事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。																													
園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等	更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。																													
園内遊覧施設	平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。																													
眺望施設	事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。																													
高度な遊戯施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。																													
対象施設	供用開始日																													
飲食・物販施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。なお改修期間中は、テイクアウトメニューの提供等により飲食の機会に配慮すること。																													
運動施設	事業者の提案により改修する場合は、平成33年4月1日までに供用開始すること。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。																													
園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等	更新工事に係る安全対策を十分に行い、最低限の動線を確保しつつ、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。																													
園内遊覧施設	平成31年3月31日までに引継ぎ及び準備等を円滑かつ確実に行い、平成31年4月1日に途切れることなく供用開始すること。																													
眺望施設	事業者の提案により新設する場合は、平成32年4月1日までに供用開始することが望ましい。 現状施設を継続運営する場合は可能な限り速やかに供用開始すること。																													
高度な遊戯施設	平成33年4月1日までに供用開始すること。																													

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) P15 第1 12. 引継ぎ・引渡し</p> <p>事業者は、平成31年3月31日までの引継ぎ及び平成51年3月31日までの引渡しについて、関係者と事前に協議調整を十分に行い、引継ぎ又は引渡しに係る計画書を各期日の3ヶ月前までに提出するものとする。 なお、本施設のうち事業者の所有資産については、維持管理・運営期間の終了後、事業者が事業期間終了時まで解体撤去を完了し、都市公園を原状に回復するものとする。原状回復にあたっては、用地は芝張りを行うなど美観に配慮して整地し、かつ解体撤去等に伴う土壌汚染のない状態にするものとする。ただし、事業者は事業者の所有する資産を国または国が指定する第三者と個別の協議により適正価格で譲渡できるものとし、この場合には解体撤去は不要とする。</p> <p>その他の施設は、維持管理・運営期間終了時に国へ引き渡すものとする。ただし、維持管理・運営期間終了時から1年以内に大規模修繕を要しない状態で国へ引き渡すものとする。</p> <p><u>なお、改修工事対象施設について、事業者が増築工事等を行い国へ引き渡した場合において、当該改修工事対象施設を撤去する必要が生じた場合は、増築部分の撤去費用については国が認めた増築割合等に基づき、事業者が負担するものとする。</u></p>	<p>要求水準書(案) P15 第1 12. 引継ぎ・引渡し</p> <p>事業者は、平成31年3月31日までの引継ぎ及び平成51年3月31日までの引渡しについて、関係者と事前に協議調整を十分に行い、引継ぎ又は引渡しに係る計画書を各期日の3ヶ月前までに提出するものとする。 なお、本施設のうち事業者の所有資産については、維持管理・運営期間の終了後、事業者が事業期間終了時まで解体撤去を完了し、都市公園を原状に回復するものとする。原状回復にあたっては、用地は芝張りを行うなど美観に配慮して整地し、かつ解体撤去等に伴う土壌汚染のない状態にするものとする。ただし、事業者は事業者の所有する資産を国または国が指定する第三者と個別の協議により適正価格で譲渡できるものとし、この場合には解体撤去は不要とする。</p> <p>その他の施設は、維持管理・運営期間終了時に国へ引き渡すものとする。ただし、維持管理・運営期間終了時から1年以内に大規模修繕を要しない状態で国へ引き渡すものとする。</p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) P20 第2 2. (1) 2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有財産のうち、ガーデンレストラン、そよがぜキッチン、ショップサンサンについては、建物の良好な状態を保つために必要な改修を事業者自らの判断及び費用の負担により行うこと。</li> <li>・ 国有財産の修繕については、国が実施した建物詳細調査(別紙9)を参考に、施設の劣化及び修繕の範囲・内容を事業者の判断で行うこと。</li> <li>・ 事業期間中の施設の性能維持は、事業者の責任と負担であることに留意し、予防保全に努めて施設を良好な状態に保つよう計画・実施すること。</li> <li>・ 改修工事は平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間の間に行うこととし、平成33年4月1日までに施設の供用を開始すること。<u>ただし、事前に国の承諾を得た場合は改修工事の期間及び供用開始日を変更することが可能である。</u></li> </ul>	<p>要求水準書(案) P20 第2 2. (1) 2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有財産のうち、ガーデンレストラン、そよがぜキッチン、ショップサンサンについては、建物の良好な状態を保つために必要な改修を事業者自らの判断及び費用の負担により行うこと。</li> <li>・ 国有財産の修繕については、国が実施した建物詳細調査(別紙9)を参考に、施設の劣化及び修繕の範囲・内容を事業者の判断で行うこと。</li> <li>・ 事業期間中の施設の性能維持は、事業者の責任と負担であることに留意し、予防保全に努めて施設を良好な状態に保つよう計画・実施すること。</li> <li>・ 改修工事は平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間の間に行うこととし、平成33年4月1日までに施設の供用を開始すること。</li> </ul>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) P23 第2 2. (4) 2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、事業区域内のトイレに対して、建物の良好な状態を保つために必要な改修を事業者自らの判断により行うこと。</li> <li>・ 改修は事業者の費用負担により行うこと。</li> <li>・ 国が実施した建物詳細調査(別紙9を参照。)を参考に、施設の劣化に伴う修繕を自らの判断で行うこと。なお、修繕にあたっては、事業期間中の性能維持は、事業者の責任と負担であることに留意し、予防保全に努めて施設を良好な状態に保つように計画・実施すること。</li> <li>・ 改修工事は平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間にを行うこととし、平成33年4月1日までに施設の供用を開始すること。<u>ただし、事前に国の承諾を得た場合は改修工事の期間を変更することが可能である。</u></li> </ul>	<p>要求水準書(案) P22 第2 2. (4) 2) 要求水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、事業区域内のトイレに対して、建物の良好な状態を保つために必要な改修を事業者自らの判断により行うこと。</li> <li>・ 改修は事業者の費用負担により行うこと。</li> <li>・ 国が実施した建物詳細調査(別紙9を参照。)を参考に、施設の劣化に伴う修繕を自らの判断で行うこと。なお、修繕にあたっては、事業期間中の性能維持は、事業者の責任と負担であることに留意し、予防保全に努めて施設を良好な状態に保つように計画・実施すること。</li> <li>・ 改修工事は平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間にを行うこととし、平成33年4月1日までに施設の供用を開始すること。</li> </ul>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) P34 第3 2. (3) イ①日常清掃</p> <p>d. 日常、適宜巡回点検し、<u>破損箇所を発見した場合は、国に報告すること。</u>また、冬季の凍結不良に注意し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。</p>	<p>要求水準書(案) P34 第3 2. (3) イ①日常清掃</p> <p>d. 日常、適宜巡回点検し、<u>破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。</u>また、冬季の凍結不良に注意し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。</p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後

訂正前

訂正日

要求水準書\_別紙  
別紙11 P1 ■整備・維持管理

要求水準書\_別紙  
別紙11 P1 ■整備・維持管理

■整備・維持管理

項目	細目	設置	機構・現事業者からの譲受対象	管理運営	備考	
広場・休憩所・ベンチ・サイン等	舗装	国	—	事業者		
	休憩所	国	—	事業者		
	ベンチ	国・事業者	○	事業者		
	水飲み場	国	—	事業者		
	ゴミ箱	国・事業者	○	事業者		
	喫煙所	事業者	○	事業者		
	サイン(公園全体)	国	—	管理センター		
	サイン(プレジャーガーデン)	事業者	○	事業者		
授乳室		国・事業者	○	事業者		
植栽	事業区域外	国	—	管理センター		
	事業区域内	国	—	事業者		
設備	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管 第一マンホール又は樹以下下流	※別表を参照			
	給水					量水器を含む事業区域内の施設側 上記より幹線側
	電気					事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤 上記以外
放送	全体	国	—	管理センター		
	事業区域内放送	事業者	○	事業者		
保安灯・通信(内線)		国	—	事業者		
自動販売機	事業区域外	管理センター	—	管理センター		
	事業区域内	事業者	—	事業者		
公衆電話(プレジャーガーデンエリアには設置なし)	管路・電線				対象なし	
	機器				対象なし	
清掃・ゴミ収集	事業区域内	—	—	事業者		
	事業区域外	—	—	管理センター		
	イベント時	事業者・管理センターの個別協議				
トイレ	維持管理	国	—	事業者※1		
	清掃・備品	事業者改修	—	事業者		

※1: 修繕は、管理センターが実施する。

■整備・維持管理

項目	細目	設置	機構・現事業者からの譲受対象	管理運営	備考	
広場・休憩所・ベンチ・サイン等	舗装	国	—	事業者		
	休憩所	国	—	事業者		
	ベンチ	国・事業者	○	事業者		
	水飲み場	国	—	事業者		
	ゴミ箱	国・事業者	○	事業者		
	喫煙所	事業者	○	事業者		
	サイン(公園全体)	国	—	管理センター		
	サイン(プレジャーガーデン)	事業者	○	事業者		
授乳室		国・事業者	○	事業者		
植栽	事業区域外	国	—	管理センター		
	事業区域内	国	—	事業者		
設備	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管 第一マンホール又は樹以下下流	※別表を参照			
	給水					量水器を含む事業区域内の施設側 上記より幹線側
	電気					事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤 上記以外
放送	全体	国	—	管理センター		
	事業区域内放送	事業者	○	事業者		
保安灯・通信(内線)		国	—	事業者		
自動販売機	事業区域外	管理センター	—	管理センター		
	事業区域内	事業者	—	事業者		
公衆電話(プレジャーガーデンエリアには設置なし)	管路・電線				対象なし	
	機器				対象なし	
清掃・ゴミ収集	事業区域内	—	—	事業者		
	事業区域外	—	—	管理センター		
	イベント時	事業者・管理センターの個別協議				
トイレ	維持管理	国	—	事業者		
	清掃・備品	事業者改修	—	事業者		

平成29年12月25日



訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P7 第4章 第1節 第23条 (本施設の改修・設置工事)</p> <p>(本施設の改修・設置工事) 第23条 事業者は、第14条第3項の規定により国から承諾を得た改修・設置計画書の日程に従い、本施設の改修・設置工事を改修・設置期間内に完了の上、本章第5節の規定に基づいて改修工事対象施設を国に引き渡す。国は、事業者から各改修工事対象施設の引渡しを受ける場合、設置管理許可書に基づき、事業者に対し各改修工事対象施設を占有及び使用させる。 2 本施設の施工方法その他の改修・設置工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。 3 事業者は、募集要項等に記載される法令等を遵守して、本施設の改修工事を施工する予定の者(改修・設置工事実施予定者)を選定し、発注するものとし、改修・設置工事対象施設については国の事前の承諾を得るものとする。また、事業者は、改修・設置工事予定者との契約締結後速やかに、国に対して工事企業を報告するものとする。また、配置予定技術者についても報告するものとする。 4 事業者は、本施設の改修・設置工事を行った結果、国の所有物について、数量又は価値が増減した場合(単なる減耗回復にとどまる工事は除く。)は、国に対して、当該工事の配置図、建物図及び工事に要した金額に係る資料を提出することとし、その他国から必要な書類及び手続等の要請があった場合は協力するものとする。なお、上記の配置図及び建物図については、設計図書等の既存資料で足りる場合はこれをもって上記提出に代えることができるものとする。 5 事業者は、改修・設置期間中、自ら又は工事企業をして、別紙5に定める保険を付保し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証書又はこれに代わるものを直ちに国に提示しなければならない。 6 事業者は、事業計画書において、改修工事対象施設のうち特定の施設について改修・設置期間及び供用開始日を延長するための合理的な理由を示し、事前に国が書面により承諾した場合に限り、当該施設に係る改修・設置期間及び供用開始日を延長することができるものとする。この場合、本契約における「改修・設置期間」は、第47条第2項及び別紙9の定めにかかわらず、当該延長がなされた日までを意味するものとする。 7 前項に基づく改修・設置期間の延長により、第19条第2項に規定する設計図書等の変更する必要がある場合、事業者は、当該変更に起因して平成33年4月1日以降に発生する増加費用を負担するものとする。 8 事業者が、改修・設置期間において改修工事対象施設に対して改修工事を実施し、その後当該改修工事対象施設に対して更新業務として改修工事を実施する場合は、本章に定める改修工事に係る規定を準用するものとする。但し、更新業務として実施する改修工事については、改修・設置期間及び供用開始日に係る規定は適用しないものとする。</p>	<p>事業契約書(案) P7 第4章 第1節 第23条 (本施設の改修・設置工事)</p> <p>(本施設の改修・設置工事) 第23条 事業者は、第14条第3項の規定により国から承諾を得た改修・設置計画書の日程に従い、本施設の改修・設置工事を各改修・設置期間内に完了の上、本章第5節の規定に基づいて改修工事対象施設を国に引き渡す。国は、事業者から各改修工事対象施設の引渡しを受ける場合、設置管理許可書に基づき、事業者に対し各改修工事対象施設を占有及び使用させる。 2 本施設の施工方法その他の改修・設置工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。 3 事業者は、募集要項等に記載される法令等を遵守して、本施設の改修工事を施工する予定の者(改修・設置工事実施予定者)を選定し、発注するものとし、改修・設置工事対象施設については国の事前の承諾を得るものとする。また、事業者は、改修・設置工事予定者との契約締結後速やかに、国に対して工事企業を報告するものとする。また、配置予定技術者についても報告するものとする。 4 事業者は、本施設の改修・設置工事を行った結果、国の所有物について、数量又は価値が増減した場合(単なる減耗回復にとどまる工事は除く。)は、国に対して、当該工事の配置図、建物図及び工事に要した金額に係る資料を提出することとし、その他国から必要な書類及び手続等の要請があった場合は協力するものとする。なお、上記の配置図及び建物図については、設計図書等の既存資料で足りる場合はこれをもって上記提出に代えることができるものとする。 5 事業者は、改修・設置期間中、自ら又は工事企業をして、別紙5に定める保険を付保し、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証書又はこれに代わるものを直ちに国に提示しなければならない。</p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P11 第4章 第5節 第34条(事業者による改修工事対象施設の引渡し)</p> <p>(事業者による改修工事対象施設の引渡し) 第35条 事業者は、完工確認通知書の受領と同時に、別紙6の様式による目的物引渡書を国に交付し、該当する引渡日において各改修工事対象施設の引渡しを行う。 2 法令変更又は不可抗力により、各改修工事の完了が改修・設置期間より遅延した場合、合理的な増加費用及び損害は、第7章に従いその負担を定める。また、国及び事業者は協議の上、改修予定日を変更することができる。 3 国の指示により、各改修工事の完了が改修・設置期間より遅延した場合、事業者は国に対し改修工事の変更の承諾を求めることができる。また、かかる改修工事の変更に起因して事業者が増加費用が生じたときは、国及び事業者は必要な措置を行うため協議する。 4 事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、対象施設についての投資額(様式6-3 II キャッシュフロー表 15-2.国有財産に関する投資及び15-3.民間所有施設に関する投資の平成31年度及び平成32年度の総和)に、国の債権に関する延納利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。 5 事業者の責めに帰すべき事由により、PFI主契約施設のうち民間所有施設の各改修・設置工事の完了が改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項に規定する遅延損害金を支払うものとする。 6 第4項及び第5項の対象施設のうち、要求水準書において個別に供用開始日を定める施設について、各改修・設置工事の完了が供用開始日より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項及び第5項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</p>	<p>事業契約書(案) P11 第4章 第5節 第34条(事業者による改修工事対象施設の引渡し)</p> <p>(事業者による改修工事対象施設の引渡し) 第35条 事業者は、完工確認通知書の受領と同時に、別紙6の様式による目的物引渡書を国に交付し、該当する引渡日において各改修工事対象施設の引渡しを行う。 2 法令変更又は不可抗力により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、合理的な増加費用及び損害は、第7章に従いその負担を定める。また、国及び事業者は協議の上、改修予定日を変更することができる。 3 国の指示により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は国に対し改修工事の変更の承諾を求めることができる。また、かかる改修工事の変更に起因して事業者が増加費用が生じたときは、国及び事業者は必要な措置を行うため協議する。 4 事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、対象施設についての投資額(様式6-3 II キャッシュフロー表 15-2.国有財産に関する投資及び15-3.民間所有施設に関する投資の平成31年度及び平成32年度の総和)に、国の債権に関する延納利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。 5 事業者の責めに帰すべき事由により、PFI主契約施設のうち民間所有施設の各改修・設置工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項に規定する遅延損害金を支払うものとする。 6 第4項及び第5項の対象施設のうち、要求水準書において個別に供用開始日を定める施設について、各改修・設置工事の完了が供用開始日より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項及び第5項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P16 第6章 第48条(維持管理・運営期間及び事業期間終了時の措置等)</p> <p>(維持管理・運営期間及び事業期間終了時の措置等) 第48条 維持管理・運営期間終了時における本施設に係る事業者の財産(事業者が事業期間中に取得したものであって維持管理・運営期間終了後の本施設の管理運営の継続に必要な設備及び備品を含む。以下同じ。)については、事業者が自己の責任及び費用負担においてこれを解体撤去し、都市公園を原状に回復するものとする。 2 前項の原状回復は、芝張りを行うなど美観に配慮して用地を整地し、かつ解体撤去等に伴う土壌汚染のない状態にするものとする。 3 原状回復の期限は、期間満了によって本契約が終了した場合は別紙9の契約終了日とし、それ以外の場合は変更された維持管理・運営期間の終了日の翌日から1年間を最長として国及び事業者が協議の上、決定するものとする。 4 事業者は、維持管理・運営期間終了の6ヶ月前までに、要求水準書の規定に従い改修工事対象施設の状態について必要な情報提供を行い、国による承諾を得なければならない。国は、維持管理・運営期間終了時の当該施設の状態が満足できるものでない場合、事業者又は構成企業若しくは協力企業に対して、修繕の実施を請求し、又は修繕の実施に代え若しくは修繕の実施とともに損害賠償を請求することができるものとする。 5 改修工事対象施設について、<u>維持管理・運営期間終了後1年以内に</u>大規模修繕を必要とすることが判明した場合には、国は、判明した日から6ヶ月以内に、事業者又は構成企業若しくは協力企業に対して、大規模修繕の実施を請求し、又は大規模修繕の実施に代え損害賠償を請求することができるものとする。 6 事業者は、構成企業をして、自ら前項の大規模修繕を行い又は必要となる負担を補償する旨の保証書を別途事業期間の終了時まで、国に提出させるものとする。 7 事業者は、<u>維持管理・運営期間終了とともに、本事業に係る業務を国又は国が指定する第三者に適切に引き継ぐものとする。</u> 8 <u>第4項から第6項の規定は、改修工事対象施設のうちトイレについては適用しない。</u> 9 <u>改修工事対象施設について、事業者が増築工事等を行い第35条に基づいて国へ引き渡した場合において、当該改修工事対象施設を撤去する必要がある場合は、増築部分の撤去費用については国が認めた増築割合等に基づき、事業者が負担するものとする。</u></p>	<p>事業契約書(案) P16 第6章 第48条(維持管理・運営期間及び事業期間終了時の措置等)</p> <p>(維持管理・運営期間及び事業期間終了時の措置等) 第48条 維持管理・運営期間終了時における本施設に係る事業者の財産(事業者が事業期間中に取得したものであって維持管理・運営期間終了後の本施設の管理運営の継続に必要な設備及び備品を含む。以下同じ。)については、事業者が自己の責任及び費用負担においてこれを解体撤去し、都市公園を原状に回復するものとする。 2 前項の原状回復は、芝張りを行うなど美観に配慮して用地を整地し、かつ解体撤去等に伴う土壌汚染のない状態にするものとする。 3 原状回復の期限は、期間満了によって本契約が終了した場合は別紙9の契約終了日とし、それ以外の場合は変更された維持管理・運営期間の終了日の翌日から1年間を最長として国及び事業者が協議の上、決定するものとする。 4 事業者は、維持管理・運営期間終了の6ヶ月前までに、要求水準書の規定に従い改修工事対象施設の状態について必要な情報提供を行い、国による承諾を得なければならない。国は、維持管理・運営期間終了時の当該施設の状態が満足できるものでない場合、事業者又は構成企業若しくは協力企業に対して、修繕の実施を請求し、又は修繕の実施に代え若しくは修繕の実施とともに損害賠償を請求することができるものとする。 5 改修工事対象施設について、<u>引渡し後1年以内に</u>大規模修繕を必要とすることが判明した場合には、国は、判明した日から6ヶ月以内に、事業者又は構成企業若しくは協力企業に対して、大規模修繕の実施を請求し、又は大規模修繕の実施に代え損害賠償を請求することができるものとする。 6 事業者は、構成企業をして、自ら前項の大規模修繕を行い又は必要となる負担を補償する旨の保証書を別途事業期間の終了時まで、国に提出させるものとする。 7 事業者は、<u>改修工事対象施設に係る引渡しとともに、本事業に係る業務を国又は国が指定する第三者に適切に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>平成29年12月25日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P31 別紙3 5. (1) 2)</p> <p>2) 使用料 ①都市公園法施行令第20条第1項に基づく公園施設の使用料(以下、「使用料」という。)は、以下に示す年度毎の使用料に消費税額を合算した額とする。</p> <p><u>[年度毎の使用料] ¥26,483,900(消費税及び地方消費税抜き)</u></p>	<p>事業契約書(案) P31 別紙3 5. (1) 2)</p> <p>2) 使用料 ①都市公園法施行令第20条第1項に基づく公園施設の使用料(以下、「使用料」という。)は、以下に示す年度毎の使用料に消費税額を合算した額とする。</p> <p><u>[年度毎の使用料] ¥26,164,900(消費税及び地方消費税抜き)</u></p>	<p>平成29年12月25日</p>

要求水準書(案)  
別紙10 P1 固定式ゴミ箱の一覧

固定式ゴミ箱の一覧

No.	種別	寸法	備考	基数
1	ゴミ箱	—	—	7

※基数は、事業区域内の固定式ゴミ箱の基数。

※固定式ゴミ箱の位置については、別紙4「測量図」を参照すること。

要求水準書(案)  
別紙10 P1 固定式ゴミ箱の一覧

固定式ゴミ箱の一覧

No.	種別	寸法	備考	基数
1	ゴミ箱	—	—	7

※基数は、事業区域内の固定式ゴミ箱の基数。

※固定式ベンチの位置については、別紙4「測量図」を参照すること。

平成29年11月6日

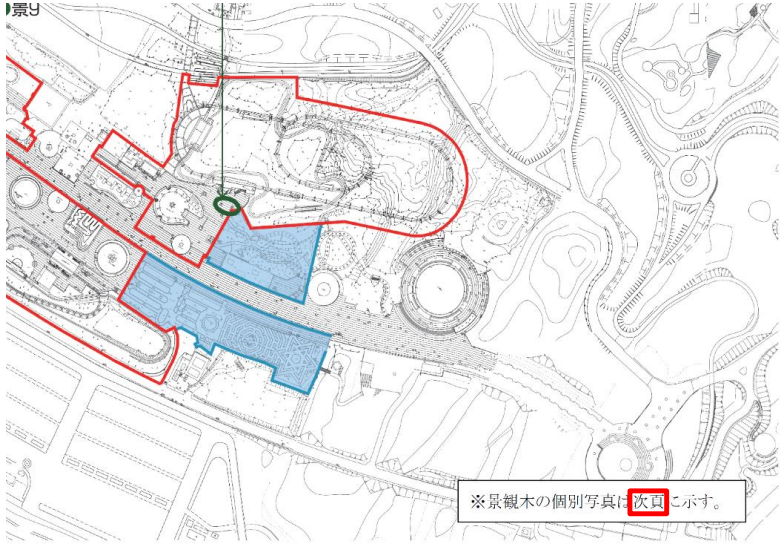
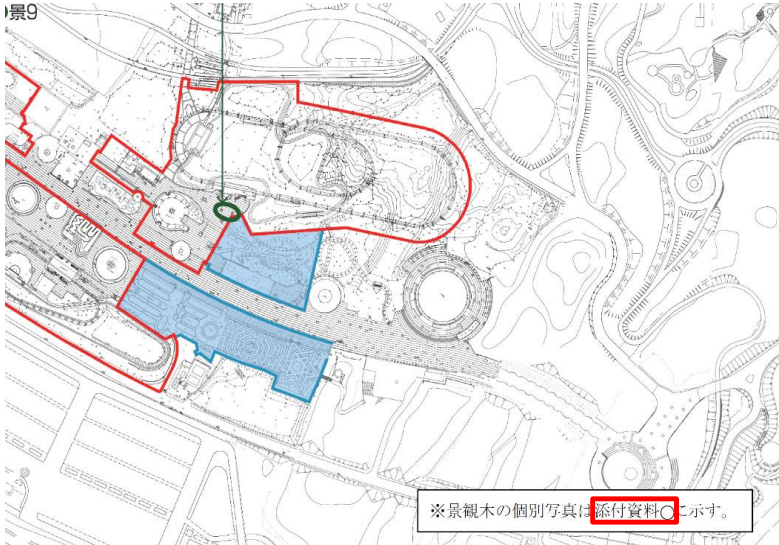
訂正後						訂正前						訂正日
要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分						要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分						平成29年11月6日
		既存施設		事業者事由の改修				既存施設		事業者事由の改修		
細目		設置	管理	設置	管理	細目		設置	管理	設置	管理	
汚水排水・ 雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	汚水排水・ 雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	
	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター		第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※1	事業者	事業者	給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者	
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター		上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	
電気※2	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター		上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター	
※1:ファミリーパークゴルフ及びびバターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。 ※2:国有財産に接続するケーブルは国管理、事業者が所有する施設に接続するケーブルは事業者管理とする。 なお、ケーブルが主要园路等の事業区域外を横断する場合は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を得ること。 また、受変電設備の新設等を伴う改修を行う場合は、管理区分について国と協議すること。						※ファミリーパークゴルフ及びびバターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。						

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P32 別紙3 本施設の設置管理許可書(案) 5. (1) 3)経費の負担等</p> <p>施設管理運営のために必要とする経費(光熱水費等)は、許可受者の負担とする。<u>ただし、園地、トイレ、休憩施設・サイン・植栽等の料金収入を伴わない公園施設の管理運営のために必要とする光熱水費は、国の負担を基本とするが、明確に費用を区分できない場合は事務所に協議するものとする。</u></p>	<p>事業契約書(案) P32 別紙3 本施設の設置管理許可書(案) 5. (1) 3)経費の負担等</p> <p>施設管理運営のために必要とする経費(光熱水費等)は、許可受者の負担とする。</p>	<p>平成29年11月6日</p>

訂正後	訂正前	訂正日																																																												
<p>募集要項 P12 6. (1)選定スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="197 352 965 810"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会申込受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日</td> <td>第一次審査に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日</td> <td>募集要項等に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 18 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 8 月 10 日</td> <td>第一次審査に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 1 日</td> <td>募集要項等に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 22 日</td> <td>第一次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>平成 29 年 10 月 13 日</td> <td>第一次審査結果の通知</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 12 月 25 日(予定)</td> <td>事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 1 月 23 日(予定)</td> <td>第二次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 4 月(予定)</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 6 月(予定)</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 8 月(予定)</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付	平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付	平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会	平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答	平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答	平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限	平成 29 年 10 月 13 日	第一次審査結果の通知	平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話	平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正	平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限	平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定	平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結	平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結	<p>募集要項 P12 6. (1)選定スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="1070 352 1839 810"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会申込受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日</td> <td>第一次審査に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日</td> <td>募集要項等に関する質問受付</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月 18 日</td> <td>募集要項等に関する現地見学会</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 8 月 10 日</td> <td>第一次審査に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 1 日</td> <td>募集要項等に関する質問回答</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月 22 日</td> <td>第一次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>平成 29 年 10 月 16 日</td> <td>第一次審査結果の通知</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)</td> <td>競争的対話</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 12 月 25 日(予定)</td> <td>事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 1 月 23 日(予定)</td> <td>第二次審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 4 月(予定)</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 6 月(予定)</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 8 月(予定)</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付	平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付	平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付	平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会	平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答	平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答	平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限	平成 29 年 10 月 16 日	第一次審査結果の通知	平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話	平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正	平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限	平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定	平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結	平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結	<p>平成29年9月1日</p>
日程	内容																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会																																																													
平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限																																																													
平成 29 年 10 月 13 日	第一次審査結果の通知																																																													
平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話																																																													
平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正																																																													
平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限																																																													
平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定																																																													
平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結																																																													
平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結																																																													
日程	内容																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 12 日	募集要項等に関する現地見学会申込受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～7 月 20 日	第一次審査に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 6 日～8 月 3 日	募集要項等に関する質問受付																																																													
平成 29 年 7 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会																																																													
平成 29 年 8 月 10 日	第一次審査に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 1 日	募集要項等に関する質問回答																																																													
平成 29 年 9 月 22 日	第一次審査書類の提出期限																																																													
平成 29 年 10 月 16 日	第一次審査結果の通知																																																													
平成 29 年 10 月 17 日～12 月 4 日(予定)	競争的対話																																																													
平成 29 年 12 月 25 日(予定)	事業契約書(案)、要求水準書(案)等の修正																																																													
平成 30 年 1 月 23 日(予定)	第二次審査書類の提出期限																																																													
平成 30 年 4 月(予定)	優先交渉権者の選定																																																													
平成 30 年 6 月(予定)	基本協定の締結																																																													
平成 30 年 8 月(予定)	事業契約の締結																																																													



訂正後		訂正前				訂正日																																																																																			
要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分		要求水準書(案) 別紙11 P2 ■別表:設備の整備維持管理に関する業務区分				平成29年9月1日																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は樹以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td>量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者※</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td>国・事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ファミリーパークゴルフ及びバターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。</p>		細目	既存施設		事業者事由の改修		設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th colspan="2">既存施設</th> <th colspan="2">事業者事由の改修</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>管理</th> <th>設置</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水排水・雨水排水</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>第一マンホール又は樹以下下流</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水</td> <td>量水器を含む事業区域内の施設側</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記より幹線側</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>国</td> <td>管理センター</td> <td>事業者</td> <td>管理センター</td> </tr> </tbody> </table>				細目	既存施設		事業者事由の改修		設置	管理	設置	管理	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	事業者	事業者	事業者	事業者	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター	給水	量水器を含む事業区域内の施設側	事業者	事業者	事業者	事業者	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	事業者	事業者	事業者	事業者	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター
細目	既存施設		事業者事由の改修																																																																																						
	設置	管理	設置	管理																																																																																					
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																				
	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※	事業者	事業者																																																																																				
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				
電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																				
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				
細目	既存施設		事業者事由の改修																																																																																						
	設置	管理	設置	管理																																																																																					
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																				
	第一マンホール又は樹以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				
給水	量水器を含む事業区域内の施設側	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																				
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				
電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	事業者	事業者	事業者	事業者																																																																																				
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター																																																																																				

訂正後	訂正前	訂正日
<p>要求水準書(案) 別紙16 P1 景観木の指定図</p>  <p>※景観木の個別写真は次頁に示す。</p>	<p>要求水準書(案) 別紙16 P1 景観木の指定図</p>  <p>※景観木の個別写真は添付資料Cに示す。</p>	<p>平成29年9月1日</p>

訂正後	訂正前	訂正日
<p>事業契約書(案) P11 第35条第4項</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、<u>対象施設についての投資額(様式6-3 IIキャッシュフロー表 15-2.国有財産に関する投資及び15-3.民間所有施設に関する投資の平成31年度及び平成32年度の総和)に、国の債権に関する延納利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。</u></p> <p>P11 第35条第5項(追加)</p> <p><u>事業者の責めに帰すべき事由により、PFI主契約施設のうち民間所有施設の各改修・設置工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</u></p> <p>P11 第35条第6項(追加)</p> <p><u>第4項及び第5項の対象施設のうち、要求水準書において個別に供用開始日を定める施設について、各改修・設置工事の完了が供用開始日より遅延した場合、事業者は、実際に各改修・設置工事を完了した日までの期間(両端日を含む。)において、第4項及び第5項に規定する遅延損害金を支払うものとする。</u></p>	<p>事業契約書(案) P11 第35条第4項</p> <p>事業者の責めに帰すべき事由により、各改修工事の完了が各改修・設置期間より遅延した場合、事業者は、実際に各改修工事を完了し、その対象施設を国に引き渡した日までの期間(両端日を含む。)において、<u>第67条に定める遅延利息の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて、日割り計算により支払うものとする。</u></p>	<p>平成29年9月1日</p>